内閣総理大臣 安倍 晋三 様 内閣府特命担当大臣(男女共同参画担当) 森 雅子様 法務大臣 谷垣 禎一様

2013年1月1日

フォローアップ項目に関する日本政府の追加的情報提供についてのコメント

日本女性差別撤廃条約 NGO ネットワーク(JNNC) 共同代表 大谷 美紀子 同 永井 よし子 連絡先 Tel/Fax 03-5905-0365

私たちは、女性差別撤廃条約の国内での実現を求める NGO のネットワークです。様々な女性差別を撤廃するために活動している 51 の団体・グループから成っています。

2009 年、国連女性差別撤廃委員会(以下、「委員会」)は、本条約の実施に関する日本の第6 次報告に対する総括所見において、パラグラフ 18 (差別的法規定の改正)及び 28 (暫定的特別措置の導入)の 2 項目の勧告(以下、「フォローアップ項目」)の実施について、日本政府に対し、2011 年8 月を期限として、詳細な情報の提出を求めました。日本政府は、2011 年8 月、フォローアップ項目の実施に関する情報(コメント)を提出し、委員会は、2011 年11 月、同情報を審査し、評価を採択しました。

委員会は、パラグラフ 28 については、勧告の履行を歓迎しつつ、第7次・第8次定期報告に第3次男女共同参画基本計画の詳しい成果およびジェンダー平等に至る追加的措置を示すよう求めるとしましたが、パラグラフ 18 については、不十分な履行であり、民法と戸籍法の改正が進んでいないことを指摘し、日本政府に対し、婚姻適齢の男女統一・選択的夫婦別氏制度の導入・婚外子に対する相続分差別の撤廃を内容とする民法改正案の採択について講じた措置、及び、女性のみに課された再婚禁止期間を廃止する法律規定の準備及び採択について講じた措置について、1年以内に追加的情報を提供するよう、勧告しました。

日本政府は、この勧告にしたがい、2012 年 11 月、追加的情報の提供を行いました。追加的情報は、1) 改正法案の動向、2) 男女共同参画会議における取組、3) 国会における総理大臣の答弁、4) 国民に対する広報、5) 報告とりまとめに際しての男女共同参画会議監視専門調査会におけるフォローアップ及びNGO等との意見交換の5項目について述べていますが、肝心の「民法改正案の採択について講じた措置」については、まったく報告されていません。

このことは、委員会が、パラグラフ 18 の勧告(差別的法規定の改正)について、その重大性及び緊急性に照らして、その現実の履行を促すためにフォローアップ項目に指定し、<u>実施についての</u>情報提供を要請したにもかかわらず、2009年の総括所見の採択から3年以上が経過しても、同勧告の実施のために具体的な措置が講じられていないことを如実に示しています。

JNNCは、NGOとして、多くの女性と共に、今後も、本条約及び委員会からの勧告の実施に関する情報を委員会に対し提供するとともに、条約及び勧告の実施について協力及び監視を継続していく所存です。